

# 電子申告研修会(法人税編) 平成24年度

---

**株式会社 NTTデータ**  
公共システム事業本部  
第二公共システム事業部  
税務サービスグループ



# 1. 電子申告の現状

## e-Taxの利用件数及び利用率について(21年度からの推移と前年度実績)

		21年度	利用率	前年対比	22年度	利用率	前年対比	23年度	利用率	前年対比	
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告①	7,842,775	39.7%	127.8%	8,625,820	43.7%	110.0%	8,907,933	45.1%	103.3%
		法人税申告②	1,273,465	48.9%	129.6%	1,508,620	57.9%	118.5%	1,702,144	65.4%	112.8%
		消費税申告(個人)③	548,523	36.4%	123.6%	601,688	39.9%	109.7%	604,455	40.1%	100.5%
		消費税申告(法人)④	1,449,615	73.5%	129.7%	1,670,209	84.7%	115.2%	1,825,086	92.6%	109.3%
		酒税申告⑤	41,904	87.3%	106.3%	42,474	88.5%	101.4%	42,603	88.8%	100.3%
		印紙税申告⑥	82,161	66.3%	126.0%	83,288	67.2%	101.4%	83,687	67.5%	100.5%
	計(①～⑥)		11,238,443	43.2%	127.9%	12,532,099	48.2%	111.5%	13,165,908	50.6%	105.1%
	法定調書⑦		1,226,506	54.8%	125.6%	1,395,945	62.4%	113.8%	1,533,164	68.5%	109.8%
	利子等の支払調書⑧		140,097	64.3%	119.0%	166,811	76.5%	119.1%	186,524	85.6%	111.8%
	届出等・申請	納税証明書の交付請求⑨	7,992	0.7%	89.1%	10,609	0.9%	132.7%	9,901	0.8%	93.3%
開始届出書⑩		3,965,038	100.0%	89.1%	3,460,093	100%	87.3%	3,156,712	100.0%	91.2%	
重点15手続全体(①～⑩)		16,578,076	45.4%	115.8%	17,565,557	50.2%	106.0%	18,052,209	52.7%	102.8%	
うち先行11手続(②,④,⑤,⑦,⑧,⑩)		8,096,625	65.9%	105.6%	8,244,152	73.5%	101.8%	8,446,233	79.3%	102.5%	

※平成23年度におけるe-Taxの利用状況について(平成24年4月、国税局発表資料)より抜粋

※平成23年度は、平成24年3月31日現在

**利用率は着実に伸びているものの、その伸び率は減少している。**



# 1. 電子申告の現状

## オンライン利用拡大行動計画における目標値等

平成23年目標は  
当初70%

年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
先 行 手 続 ( 11 手 続 )		37.8%	55.3%	65.9%	73.5%	79.3%	—	—
重 点 手 続 ( 15 手 続 )		23.1%	36.6%	45.4%	50.2%	52.7%	—	65% (目標値)
前 提 条 件	認証基盤等の大幅な拡大 (公的個人認証サービス・電子証明書発行枚数)	200万件		600万件	900万件	1,100万件	1,200万件	1,300万件
	地方税ポータルシステム(eLTAX)の導入	市町村の大部分において導入されること						
	電子納税証明書等の電子的受入の普及、 一般的社会慣行化	国、地方公共団体及び金融機関等で電子証明書等の電子的受入が普及すること						

(注) 先行手続とは、重点手続のうち3年の計画期間中の取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続をいい、国税関係手続では、法人税申告、消費税(法人)、酒税、法定調書(7手続)、電子申告・納税等開始(変更等)届出の11手続をいう。

※平成23年度におけるe-Taxの利用状況について(平成24年4月、国税局発表資料)より抜粋

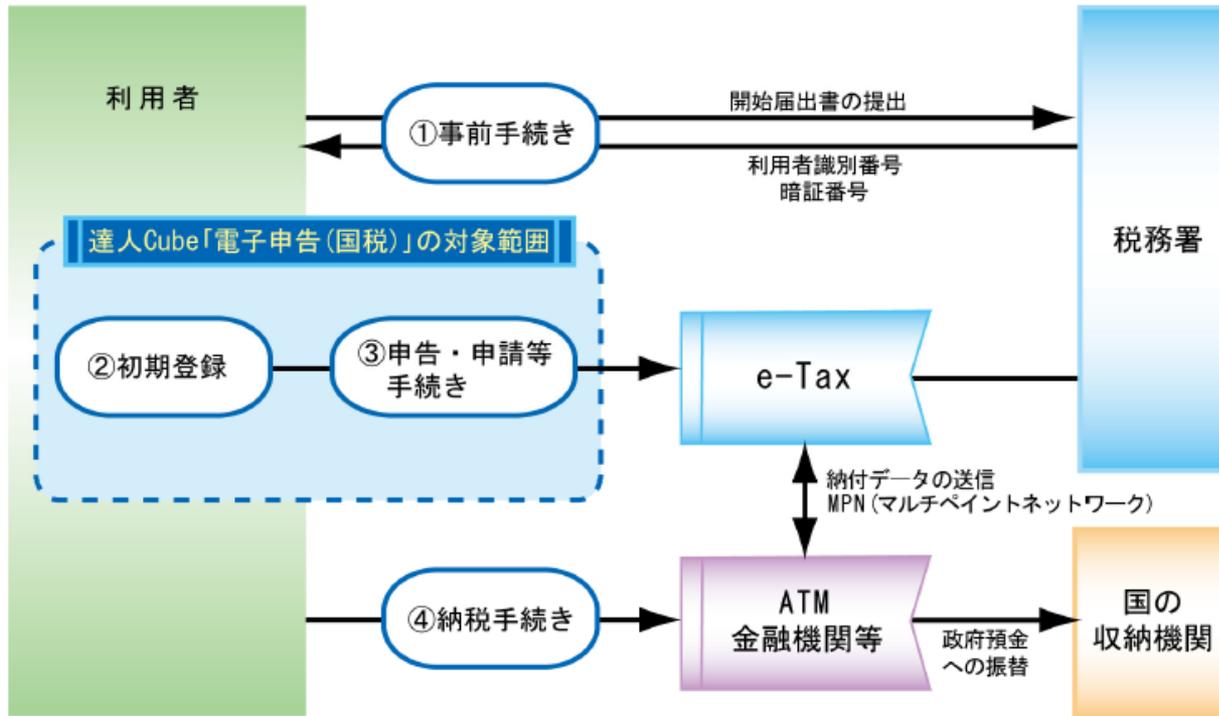
**利用率の伸びが鈍化している中、安心できる状況ではない。**

**「電子申告」は税理士にとって対応必須の時代へ！！**



## 2. 電子申告のしくみ

### ① 国税電子申告システム (e-Tax) の概要



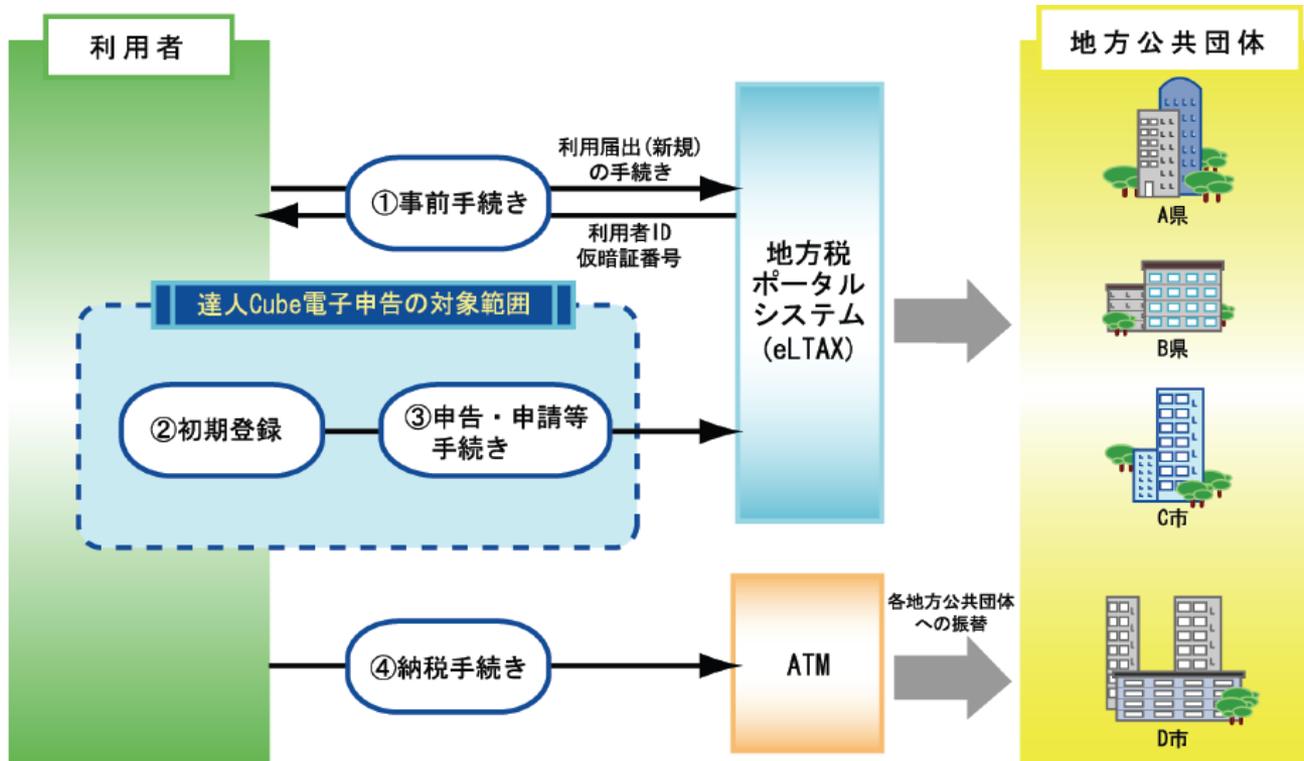
※電子申告を行うには、事前に登録が必要である。

※「④納税手続き」のうちダイレクト納付については、達人Cube「電子申告(国税)」で対応



## 2. 電子申告のしくみ

### ② 地方税電子申告システム (eLTAX) の概要

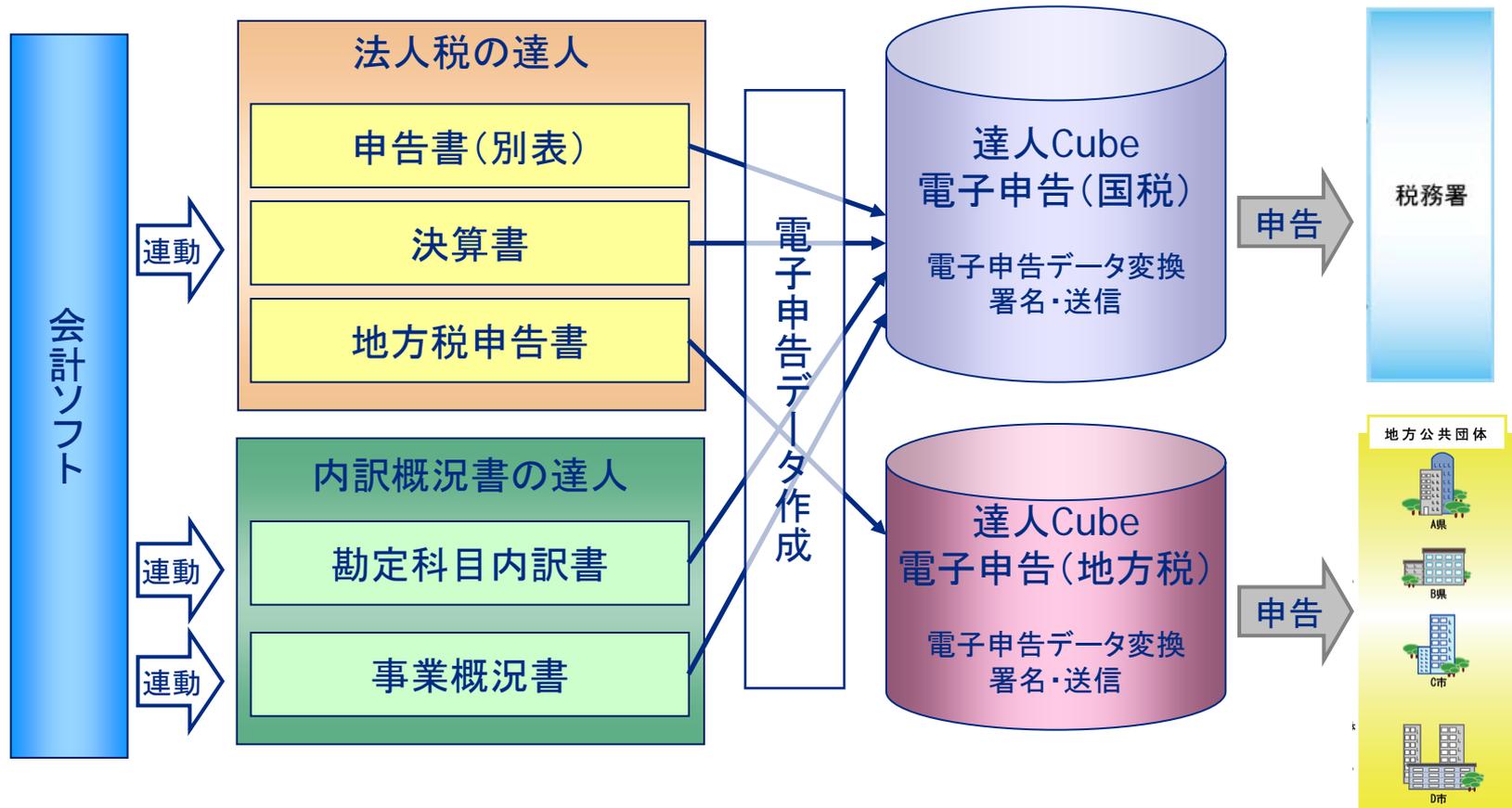


※電子申告を行うには、事前に登録が必要である。(1法人、本店所在地1箇所の登録)



### 3. 法人税電子申告のイメージ

電子申告と紙申告との違いを理解する





# 4. 達人と達人Cubeとの関係

全ての基本情報は顧問先管理に集約する。

顧問先管理に入力された基本情報は、各業務の達人に[更新]できます。



法人税の達人[基本情報]





# 5. 法人税申告書の作成の注意点

## ① 復興特別法人税の対応

作成帳票の選択

国税 地方税

F1 ヘルプ

帳票NO	帳票名称
<input type="checkbox"/> 別表 ( )	申告書 (普通法人)
<input checked="" type="checkbox"/> 別表一 (復興特別法人税)	申告書 (復興特別法人税)
<input checked="" type="checkbox"/> 別表二 (復興特別法人税)	復興特別所得税額に関する明細書
<input checked="" type="checkbox"/> 別表三 (復興特別法人税)	外国税額の控除に関する明細書
<input type="checkbox"/> 適当額明細書	事業年度分の適当額明細書
<input checked="" type="checkbox"/> 別表二	同族会社等の判定に関する明細書
<input checked="" type="checkbox"/> 別表三 (一)	特定同族会社の留保金額に対する税額
<input type="checkbox"/> 別表三 (二)	土地譲渡税額
<input type="checkbox"/> 別表三 (二の二)	優良住宅地等の土地譲渡税額
<input type="checkbox"/> 別表三 (三)	短期所有の土地譲渡税額
<input type="checkbox"/> 別表三 (四)	超短期所有の土地譲渡税額
<input type="checkbox"/> 別表三 (四) 付表	超短期所有の土地譲渡税額の合計額
<input checked="" type="checkbox"/> 別表四	所得の金額の計算
<input checked="" type="checkbox"/> 別表五 (一)	利益積立金額・資本金等の額の計算
<input checked="" type="checkbox"/> 別表五 (二)	租税公課の納付状況等
<input checked="" type="checkbox"/> 別表六 (一)	所得税額の控除に関する明細書
<input type="checkbox"/> 別表六 (二)	外国税額の控除
<input type="checkbox"/> 別表六 (二の二)	当期の控除対象外国法人税額
<input type="checkbox"/> 別表六 (三)	外国税額の繰越控除余額
<input type="checkbox"/> 別表六 (三) 付表一	地方税の控除限度額の計算
<input type="checkbox"/> 別表六 (四)	直接納付した控除対象外国法人税額
<input type="checkbox"/> 別表六 (四の二)	利子等に係る控除対象外国法人税額
<input checked="" type="checkbox"/> 別表六 (五)	間接納付した控除対象外国法人税額
<input checked="" type="checkbox"/> 別表六 (五の二)	外国孫会社に係る外国法人税額

Enter 確定 ESC キャンセル

※登録された事業年度により自動判定

復興特別所得税額の控除に関する明細書

課税標準 平成24-04-01 平成25-03-31 法人名 株式会社〇〇商事

区分	収入金額	①について課せられる復興特別所得税額	②のうち控除を受ける復興特別所得税額
1 特別金の利子等及び前掲明細書の記載の配当			
2 公社債の利子等			
3 貸付金の配当、剰余金の配当及び剰余金の分配			
4 剰余金の分配			
5 その他			
計			

納税地 東京都千代田区一ツ橋1-1 電話 03-1234-1111

法人名 株式会社〇〇商事

代表者 代表 太郎

住所 東京都千代田区〇〇1-1-1

平成 24 年 04 月 01 日 平成 25 年 03 月 31 日

課税標準法人税額等の計算

項目	金額
課税標準法人税額 (16) × 10%	8,492,000
復興特別法人税額 (17) × 10%	8,492,000
控除税額 (18) × (18)	
差引この申告により納付する課税標準法人税額 (20) = (3)	8,492,000
この申告による還付金額 (20)	0

課税標準法人税額等の計算

項目	金額
法人税額 (法人税申告書第11号) (11)	8,492,745
外国税額の控除額 (別表三(11)及(19)) (12)	
復興特別所得税額の控除額 (別表二(5)の②) (13)	
復興特別所得税額の控除額 (別表二(5)の①) (14)	
法人税額等 (11) - (12) - (13) - (14) (15)	
課税標準 (15) × 10% (16)	
復興特別法人税額 (16) × 10% (17)	
控除した金額 (3)	



## 5. 法人税申告書の作成の注意点

### ②適用額明細書の対応

様式第一

平成 年 月 日  
 自平成 23 年 04 月 01 日  
 至平成 24 年 03 月 31 日  
 事業年度分の適用額明細書  
 (当初提出分・再提出分)

納税地 東京都千代田区一ツ橋1-1  
 電話(03) 1234 - 1111  
 整理番号 000000001  
 提出枚数 1 枚 うち うち 1 枚目

法人名 株式会社〇〇商事  
 事業種目 衣料品販売業  
 業種番号

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		

#### 方法1. [措置法取込]

- ①法人税の達人で作成できる帳票から適用を受けた措置法の「条項」「区分番号」「適用額」を取り込みます。
- ②法人税の達人でサポートしていない帳票分は、措置法の「条項」「区分番号」を取り込み、「適用額」を手入力します。

#### 方法2. [手入力で作成する]

- 適用を受けた措置法の「条項」「区分番号」「適用額」の全てを手入力します。

#### ■絞込み機能を活用し、効率の良い帳票作成

- ・全て表示
- ・法人税の達人で作成できる帳票全て(523件/809件)
- ・適用額に金額がある措置法
- ・チェックした措置法

#### ■措置法の条項にカーソルをあてると、

- ・該当する別表番号
- ・措置法の詳細 が表示されます。

租税特別措置法一覧

適用する租税特別措置法を一覧から選択してください。

「法人税の達人」で作成できる帳票の租税特別措置法のみ表示

適用額に金額のある租税特別措置法のみ表示

チェックのある租税特別措置法のみ表示

809件中 523件が該当しました

租税特別措置法の条項	区分番号	別表	適用額
第42条の2第1項の表の第1号	00380	1(1)	8,000,000
平成23年12月日措置法第42条の2第1項の表の第1号	00380	1(1)	8,000,000
第42条の2第1項の表の第2号	00381	1(1)	8,000,000
平成23年12月日措置法第42条の2第1項の表の第2号	00381	1(1)	8,000,000
第42条の2第1項の表の第3号	00382	1(2)	
平成23年12月日措置法第42条の2第1項の表の第3号	00382	1(2)	
第42条の2第2項	00384	1(2)	
平成23年12月日措置法第42条の2第2項	00384	1(2)	
第42条の2第1項の表の第4号	00385	1(3)	
平成23年12月日措置法第42条の2第1項の表の第4号	00385	1(3)	
第42条の2第1項	00385	1(3)	
平成23年12月日措置法第42条の2第1項	00385	1(3)	
第42条の4第1項	00006	6(6)	
第42条の4第2項	00007	6(6)	

詳細情報  
 記載する金額 : 別表1(1) [30]  
 法人税関係特別措置 : 中小企業者等の法人税平の特例

F1 ヘルプ F5 検索 Enter 確定 ESC キャンセル

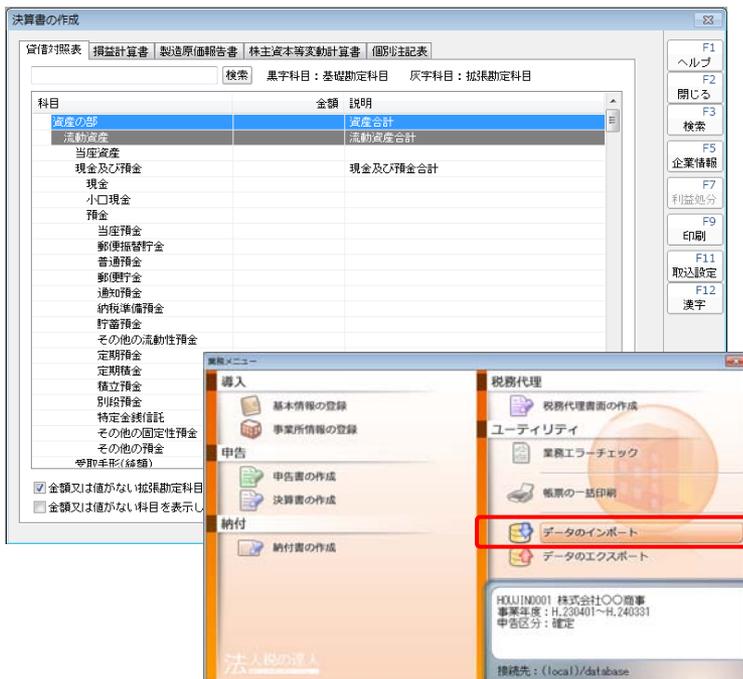




## 6. 法人税申告書のデータ連動

### ① 決算書の作成

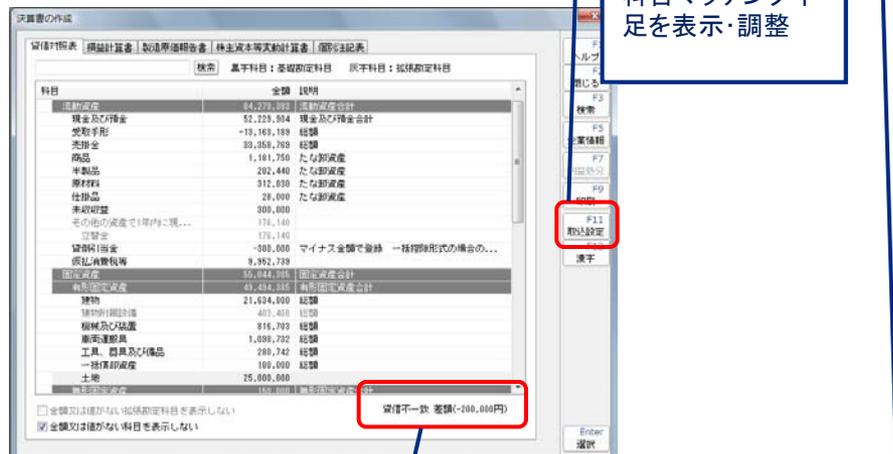
法人税の達人[決算書の作成]



手入力(科目毎)と共に、会計ソフトからのデータインポート(取り込み)も可能です。

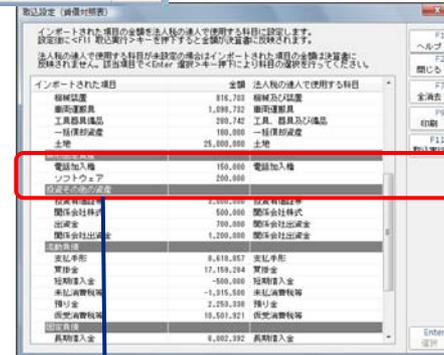
※①～③を「貸借不一致」が無くなるまで繰り返す。

財務データインポート後



②[取込設定]で科目マッチング不足を表示・調整

①「貸借不一致」が存在するとき、インポートデータにおける科目マッチング不足が存在する。



③法人税の達人で使用する科目「空欄」を選択し、マッチング科目を指定する。





# 6. 法人税申告書のデータ連動

## ②別表十六関連(減価償却費等)

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	
種類	2	
産別	3	
取得年月日	4	
事業の用に供した年月	5	
耐用年数	6	
取得価額又は製作価額	7	
圧縮記録による積立金計上額	8	
減価率	9	
償却額	10	
期末現在の積立金の額	11	
積立金の期中取崩額	12	
減価率	13	
積金に計上した当期償却額	14	
前期から繰り越した償却超過額	15	
前期から繰り越した当期償却額	16	
前期から繰り越した当期償却額	17	
償却額	18	
償却率	19	
旧定率法の償却率	20	
償却額	21	
償却率	22	
償却額	23	
償却率	24	
償却額	25	
償却率	26	
償却額	27	
償却率	28	
償却額	29	
償却率	30	

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	建物	無形固定資産			合計
種類	2					
産別	3					
取得年月日	4					
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6					
取得価額又は製作価額	7	570,000,000	1,000,000			571,000,000

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	建物	構築物	車両運搬具	器具備品	機械装置
種類	2					
産別	3					
取得年月日	4					
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6					
取得価額又は製作価額	7	57,100,000	3,300,000	21,970,000	9,100,000	46,200,000
圧縮記録による積立金計上額	8					
減価率	9					
償却額	10	7,219,000	617,250	2,939,175	1,299,295	9,312,379
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
減価率	13					
積金に計上した当期償却額	14	1,210,987	180,145	1,004,672	284,780	2,972,556
前期から繰り越した償却超過額	15	509,000				
前期から繰り越した当期償却額	16	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
前期から繰り越した当期償却額	17					
償却額	18	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
償却率	19	2,056,000	169,000	1,609,708	455,250	2,310,000
旧定率法の償却率	20					
償却額	21	1,210,987	180,145	1,110,417	280,261	2,081,557
償却率	22					
償却額	23	1,210,987	180,145	1,077,939	299,281	2,081,557
償却率	24					
償却額	25					
償却率	26					
償却額	27					
償却率	28					
償却額	29					
償却率	30					

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	
種類	2	
産別	3	
取得年月日	4	
事業の用に供した年月	5	
耐用年数	6	
取得価額又は製作価額	7	
圧縮記録による積立金計上額	8	
減価率	9	
償却額	10	
期末現在の積立金の額	11	
積立金の期中取崩額	12	
減価率	13	
積金に計上した当期償却額	14	
前期から繰り越した償却超過額	15	
前期から繰り越した当期償却額	16	
前期から繰り越した当期償却額	17	
償却額	18	
償却率	19	
旧定率法の償却率	20	
償却額	21	
償却率	22	
償却額	23	
償却率	24	
償却額	25	
償却率	26	
償却額	27	
償却率	28	
償却額	29	
償却率	30	

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	建物	構築物	車両運搬具	器具備品	機械装置
種類	2					
産別	3					
取得年月日	4					
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6					
取得価額又は製作価額	7	57,100,000	3,300,000	21,970,000	9,100,000	46,200,000
圧縮記録による積立金計上額	8					
減価率	9					
償却額	10	7,219,000	617,250	2,939,175	1,299,295	9,312,379
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
減価率	13					
積金に計上した当期償却額	14	1,210,987	180,145	1,004,672	284,780	2,972,556
前期から繰り越した償却超過額	15	509,000				
前期から繰り越した当期償却額	16	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
前期から繰り越した当期償却額	17					
償却額	18	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
償却率	19	2,056,000	169,000	1,609,708	455,250	2,310,000
旧定率法の償却率	20					
償却額	21	1,210,987	180,145	1,110,417	280,261	2,081,557
償却率	22					
償却額	23	1,210,987	180,145	1,077,939	299,281	2,081,557
償却率	24					
償却額	25					
償却率	26					
償却額	27					
償却率	28					
償却額	29					
償却率	30					

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	
種類	2	
産別	3	
取得年月日	4	
事業の用に供した年月	5	
耐用年数	6	
取得価額又は製作価額	7	
圧縮記録による積立金計上額	8	
減価率	9	
償却額	10	
期末現在の積立金の額	11	
積立金の期中取崩額	12	
減価率	13	
積金に計上した当期償却額	14	
前期から繰り越した償却超過額	15	
前期から繰り越した当期償却額	16	
前期から繰り越した当期償却額	17	
償却額	18	
償却率	19	
旧定率法の償却率	20	
償却額	21	
償却率	22	
償却額	23	
償却率	24	
償却額	25	
償却率	26	
償却額	27	
償却率	28	
償却額	29	
償却率	30	

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	建物	構築物	車両運搬具	器具備品	機械装置
種類	2					
産別	3					
取得年月日	4					
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6					
取得価額又は製作価額	7	57,100,000	3,300,000	21,970,000	9,100,000	46,200,000
圧縮記録による積立金計上額	8					
減価率	9					
償却額	10	7,219,000	617,250	2,939,175	1,299,295	9,312,379
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
減価率	13					
積金に計上した当期償却額	14	1,210,987	180,145	1,004,672	284,780	2,972,556
前期から繰り越した償却超過額	15	509,000				
前期から繰り越した当期償却額	16	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
前期から繰り越した当期償却額	17					
償却額	18	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
償却率	19	2,056,000	169,000	1,609,708	455,250	2,310,000
旧定率法の償却率	20					
償却額	21	1,210,987	180,145	1,110,417	280,261	2,081,557
償却率	22					
償却額	23	1,210,987	180,145	1,077,939	299,281	2,081,557
償却率	24					
償却額	25					
償却率	26					
償却額	27					
償却率	28					
償却額	29					
償却率	30					

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	
種類	2	
産別	3	
取得年月日	4	
事業の用に供した年月	5	
耐用年数	6	
取得価額又は製作価額	7	
圧縮記録による積立金計上額	8	
減価率	9	
償却額	10	
期末現在の積立金の額	11	
積立金の期中取崩額	12	
減価率	13	
積金に計上した当期償却額	14	
前期から繰り越した償却超過額	15	
前期から繰り越した当期償却額	16	
前期から繰り越した当期償却額	17	
償却額	18	
償却率	19	
旧定率法の償却率	20	
償却額	21	
償却率	22	
償却額	23	
償却率	24	
償却額	25	
償却率	26	
償却額	27	
償却率	28	
償却額	29	
償却率	30	

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

種別	1	建物	構築物	車両運搬具	器具備品	機械装置
種類	2					
産別	3					
取得年月日	4					
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6					
取得価額又は製作価額	7	57,100,000	3,300,000	21,970,000	9,100,000	46,200,000
圧縮記録による積立金計上額	8					
減価率	9					
償却額	10	7,219,000	617,250	2,939,175	1,299,295	9,312,379
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
減価率	13					
積金に計上した当期償却額	14	1,210,987	180,145	1,004,672	284,780	2,972,556
前期から繰り越した償却超過額	15	509,000				
前期から繰り越した当期償却額	16	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
前期から繰り越した当期償却額	17					
償却額	18	8,939,002	777,403	3,423,047	1,579,055	7,684,934
償却率	19	2,056,000	169,000	1,609,708	455,250	2,310,000
旧定率法の償却率	20					
償却額	21	1,210,987	180,145	1,110,417	280,261	2,081,557
償却率	22					
償却額	23	1,210,987	180,145	1,077,939	299,281	2,081,557
償却率	24					
償却額	25					
償却率	26					
償却額	27					
償却率	28					
償却額	29					
償却率	30					

※償却額の見直し等を行った際でも、データ連動を使うことで精度を確保できる。

導入

- 基本情報の登録
- 事業所情報の登録
- 申告
- 申告書の作成
- 決算書の作成
- 納付
- 納付書の作成

税務代理

- 税務代理画面の作成
- ユーティリティ
- 業務エラーチェック
- 帳票の一括印刷
- データのインポート
- データのエクスポート

データのインポート

データのインポートでは、以下の種類のデータの取込み処理が行えます。

- 事業所データのインポート
- 中間ファイル(減価償却用)からのインポート
- 中間ファイル(決算書用)からのインポート
- 版内自由の法人からのインポート

コメント

減価償却の法人データのインポート処理を行います。減価償却の資産データを取り込んで帳票上に反映します。

F1 ヘルプ      Enter 確定      ESC cancel



# 7. 勘定科目内訳書、事業概況書の作成の注意点

## ①内訳概況書の達人の基本操作 [データのインポート]

勘定科目毎残高及び明細書は、会計ソフトからデータ連動が可能です。

**データのインポート**

データのインポートでは、以下の種類のデータの取込み処理が行えます。

- 内訳データのインポート
- 中補ファイル(財務会計用(内訳書))からのインポート
- 中補ファイル(財務会計用(明細書))からのインポート
- 会計主11からのインポート(内訳書)
- 会計主11からのインポート(概況書)

コメント  
CSV形式の内訳データファイルを取り込みます。  
内訳データファイルを活用することにより、内訳データ入力の作業を軽減できます。

F1 ヘルプ      Enter 確定      ESC キャンセル

**インポートデータ確認**

残高データの取込みが完了しました。  
このデータは内訳明細書のデータを作成する際に活用できます。

科目	補助科目	残高
100	現金	21,108,206
102	小口現金	0
104	当座預金	134,755,893
	1 みかん銀行	78,329,102
	2 もみじ銀行	14,856,192
	3 りんご銀行	32,222,599
	その他	9,348,000
106	普通預金	105,073,999
	1 もみじ銀行	14,395,834
	2 みかん銀行	6,292,206
	3 りんご銀行	8,715,886
	4 レタス銀行	67,748,594
	5 レモン銀行	7,921,479
	その他	0

株式会社〇〇商事  
平23.04.01 ~ 平24.03.31

売掛金(未収入金)の内訳書

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		
売掛金1	データ通信 株式会社	東京都台東区東上野4-1-1	8,338,271	
売掛金	株式会社 西都	東京都中央区日本橋室町2-5-10	7,720,295	
売掛金	株式会社 藤本コンピュータ	徳島県河内郡内海町岡本7-42-380	4,685,900	
売掛金	株式会社 名古屋物産	名古屋市中区栄30-15-10	4,459,737	
売掛金	東京商事 株式会社	東京都台東区上野4-18-5	4,314,682	
売掛金	株式会社 千葉物産	千葉市中区富士見1-6-2	4,224,790	
売掛金	横浜物産 株式会社	横浜市長区磯原北2-5-9	2,990,925	
売掛金	株式会社 大田倉吉商店	東京都中央区高軒町2-4	2,167,440	

平23.04.01 ~ 平24.03.31

預貯金等の内訳書

金融機関名	種類	口座番号	期末現在高	摘要
	現金		21,108,206	
みかん銀行	当座 預金		78,329,102	
もみじ銀行	当座 預金		14,856,192	
りんご銀行	当座 預金		32,222,599	
横浜銀行	当座 預金		9,348,000	
小計			134,755,893	
もみじ銀行	普通 預金		14,395,834	
みかん銀行	普通 預金		6,292,206	
りんご銀行	普通 預金		8,715,886	
レタス銀行	普通 預金		67,748,594	
レモン銀行	普通 預金		7,921,479	
小計			105,073,999	



## 7. 勘定科目内訳書、事業概況書の作成の注意点

### ②入力された文字及び文字数でエラーとなる可能性が高い

内訳概況書の達人[⑮地代家賃の内訳書]  
電子申告データ変換後の詳細表示画面

#### ■良くあるエラーの種類と内容

エラー内容	帳票名	達人	電子申告
文字数	①預貯金等の内訳書 [口座番号]	半角15	半角13
	⑦固定資産(・・)の内訳書 [種類・構造]	全角12	全角10
	⑩仮受金(・・)の内訳書 [所得の種類]	全角8	全角1
	⑮地代家賃の内訳書 [借地(借家)物件の用途]	全角15	全角10
文字構造	各帳票[日付入力欄]	一部入力可	全部入力
禁則文字	e-Taxホームページでご確認ください。(使用可能文字一覧) <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki7.htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki7.htm</a>		
	カタカナ	半角可	半角は全角に 自動変換

※半角カタカナを多用すると、文字数制限エラーになりやすい。



## 7. 勘定科目内訳書、事業概況書の作成の注意点

### ③ 勘定科目内訳明細書中の「区分」の整理

■ ⑩ 仮受金(前受金・預り金)の内訳書のうち「所得の種類」に一定の文字列以外を使用すると、電子申告データに変換の際「他」と表示されます。

「取引の内容」欄には期中の支払利息額(非払利息を含みます。)をそれぞれ

源泉所得税預り金の内訳

年月日	所得の種類	期末現在高	年月日
24年4月	給	187,104	24年4月
24年5月	給	156,250	
24年6月	給	156,590	
24年4月	報	6,000	
24年5月	報	11,000	
24年6月	報	6,000	

(注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」を記載してください。

【所得の種類】で使用できる文字列  
給、退、報、利、配、非、他

■ ⑭ 役員報酬手当等及び人件費の内訳書のうち「役職名担当業務」「代表者との関係」に一定の文字列以外を使用すると、電子申告データに変換の際「その他」と表示されます。

役員報酬手当等及び人件費の内訳書

株式会社〇〇商事  
平24.04.01 ~ 平25.03.31

役員報酬手当等の内訳

役職名	氏名	役員	使用人	職別	役職名	担当業務	代表者との関係	退職給付
代表取締役	渡人太郎	代表取締役	本人	代表取締役	代表取締役	代表取締役	本人	
取締役	渡人花子	取締役	非	取締役	取締役	取締役	配偶者	
取締役	渡人一郎	取締役	非	取締役	取締役	取締役	長男	

【役員名担当業務】で使用できる文字列  
代表取締役、常務取締役、専務取締役、取締役、監査役、  
有限責任社員、無限責任社員、代表社員、社員、理事長、副理事長、  
常務理事、専務理事、常任理事、理事、顧問、監事  
(以外は、その他役員)

【代表者との関係】で使用できる文字列  
本人、配偶者、父、母、長男、次男、三男、長女、次女、三女、子、孫、  
祖父、祖母、兄弟、姉妹、婿、嫁、伯父(叔父)、伯母(叔母)、従兄弟、  
従姉妹

※平成24年分申告から対応



# 7. 勘定科目内訳書、事業概況書の作成の注意点

## ④会社事業概況書(調査課所管法人用)を対応

基本情報の登録

接続先: (local)/database

法人コード: HOU1N0098

法人名: 株式会社〇〇商事

事業年度: 平成 24 年 04 月 01 日 ~ 平成 25 年 03 月 31 日

申告区分:  確定申告  中間申告

事業概況説明書:  法人事業概況説明書  会社事業概況書

様式種類: 法人事業概況説明書【平成20年4月1日以降終了事業年度用】

内国/外国法人:  内国法人  外国法人

※ご要望の多かった帳票の追加対応

会社事業概況書 (海外取引等の概要)

部門番号 *	法人番号 *
業種番号 *	事業年度 (至) 平成 25-03-31
法人名 株式会社〇〇商事	
① 外国子会社数等について	部・課
外国子会社のうち100%子会社数	役職名

会社事業概況書 (コンピュータ処理の概要)

部門 *	法人番号 *
業種番号 *	事業年度 (至) 平成 25-03-31
法人名 株式会社〇〇商事	
ホームページアドレス http://karuuru.co.jp	
① システムの形態 (該当するシステムに○をしてください。)	
氏名	齋藤智子

会社事業概況書 (子会社の状況)

部門 *	法人番号 *
業種番号 *	事業年度 (至) 平成 25-03-31
法人名 株式会社〇〇商事	
法人名	資本金
所在地	事業種目

会社事業概況書 (総括表)

外国法人全体の事業等  国内において行う事業等

① 事業の内容

法人名	株式会社〇〇商事
氏名	齋藤智子
部・課	
役職名	
電話	-

② 上場している場合の市場名

未上場の場合、株主又は株式会社所有異動の有無 (1有、2無)

③ 関連取締役等

④ 加入組合等 役職名

⑤ 売上構成比

品名又は事業部等	金額(百万円)	構成割合
		%
		%

⑥ 子会社及び支店等数

子会社	国内				海外
	工場	店舗	営業所	その他	海外
支店等					その他
					合計

⑦ 当期の業績の概要 (単位: 百万円)

科目	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額
区分							
当期							



## 8. 電子申告の事前準備

### ① 電子証明書の取得



税理士たる資格を基に代理署名を行う場合に必要となります。

- ・日税連に申請し、取得する。
- ・取得には相当日数がかかるので、できる限り早く手続きを始める。



納税者本人が署名を行う場合に必要となります。

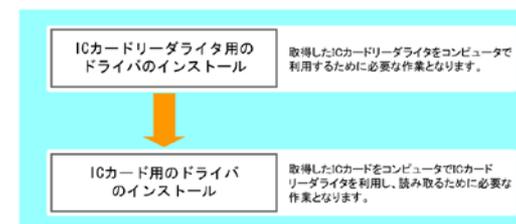
- ・法人の場合、代表者個人の住民基本台帳カードで署名が可能。
- ・個人の住所地(市区町村役所)で申請・取得する。
- ・即日交付が受けられるが、写真、暗証番号を持参するとよい。

### ② 機器の準備

a.	コンピュータの準備	インターネット環境のパソコンを準備します。
b.	ルート証明書の登録	達人Cubeがインストールされていれば、当手順は必要ありません。
c.	ICカードリーダーライタの取得	税理士ICカード及び住基カードを読み取るために必要です。 ※使用できる機器に制限がありますので、注意してください。
d.	各種ドライバソフトのインストール	ICカードリーダーライタ及びICカードを使用するにあたり、ドライバソフトをインストールする必要があります。 ※インストールの順番がありますので、注意してください。

※機器の準備は、国税・地方税いずれも共通です。

#### ドライバソフトのインストール手順





## 8. 電子申告の事前準備

### ③利用者開始届の提出

[e-Tax]



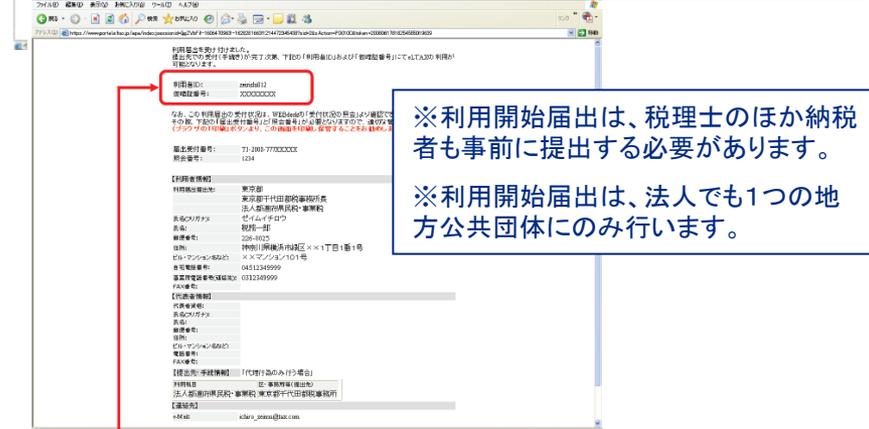
[保存]ボタンをクリックすると、表示されている内容をファイルに保存できます。

[印刷]ボタンをクリックすると、表示されている内容が印刷されます。

※利用開始届は、税理士のほか納税者も事前に提出する必要があります。

暗証番号は、英小文字、数字を含む[8桁以上50桁以内]で設定します。

[eLTAX]



※利用開始届は、税理士のほか納税者も事前に提出する必要があります。

※利用開始届は、法人でも1つの地方公共団体にのみ行います。

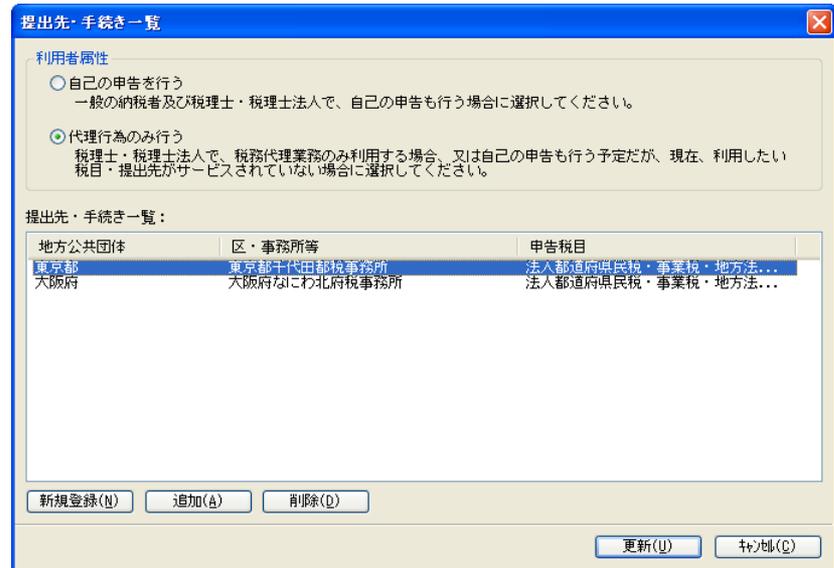
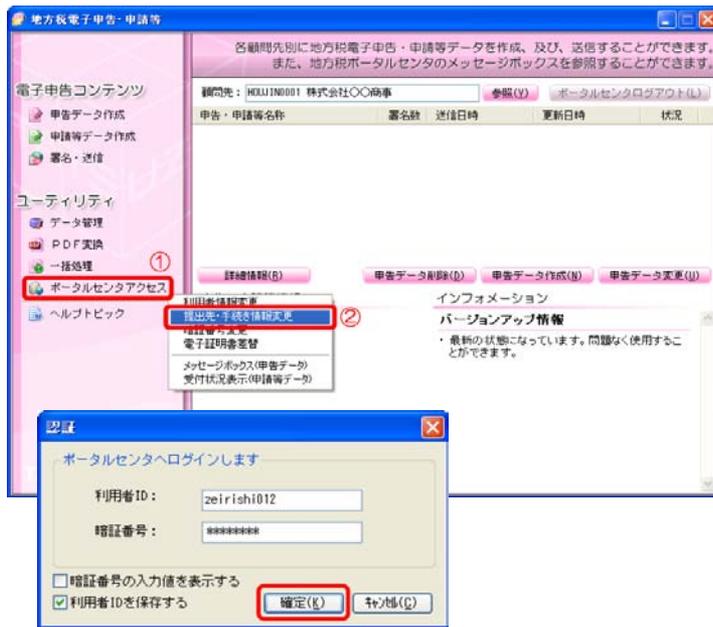
利用者ID、仮暗証番号が発行されます。仮暗証番号については、後日、登録したメールアドレスに届く受付完了通知に記載された期日までに本暗証番号に変更してください。



## 8. 電子申告の事前準備

### ④ 地方税の事前登録(提出先・手続き情報変更)

追加する提出先と手続きを選択し、確定します。



顧問先管理の内、「電子申告(地方税)」を開きます。

ポータルセンタアクセスから、提出先・手続き情報変更を開きます。

※この作業は、顧問先毎に申告等を行う全ての情報を事前に登録する必要があります。





## 8. 電子申告の事前準備

### ⑥ 予定納税額の確認(プレ申告データの取得)【地方税】

電子申告をした翌年以降は、申告書(用紙)が送達されない。

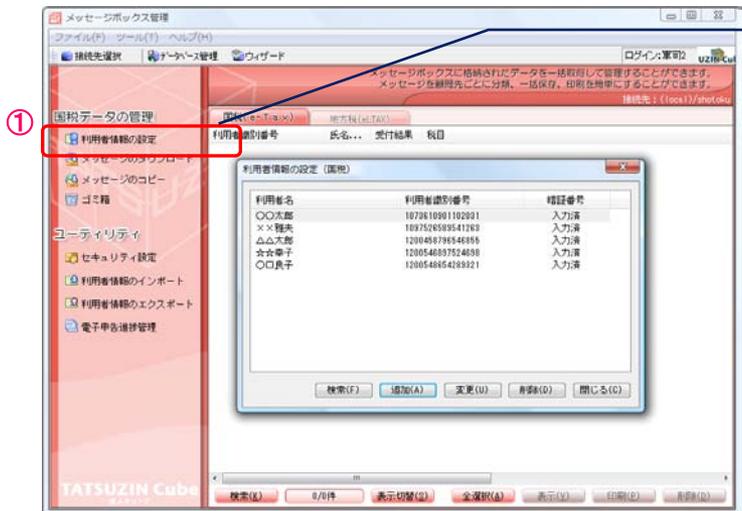
※メッセージボックスに投入されている、「プレ申告データ」に「既に納付の確定した税額」が記載されている。

※プレ申告データは、決算日以後、速やかに送達。

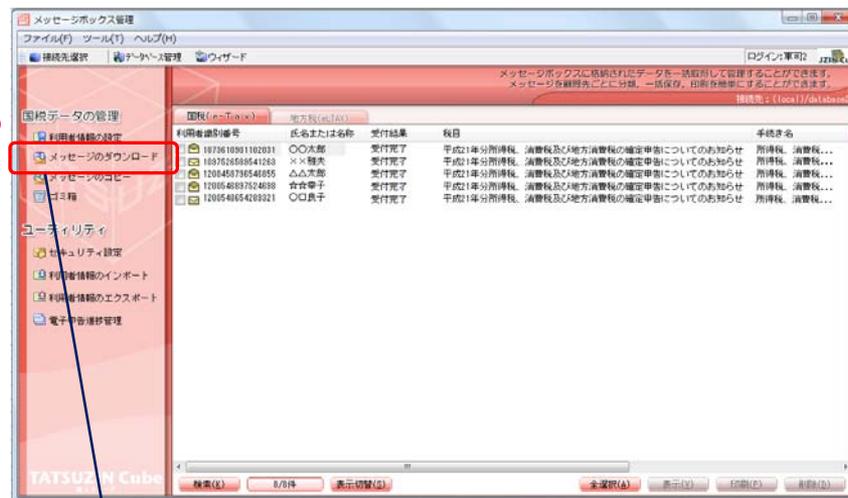


## 8. 電子申告の事前準備

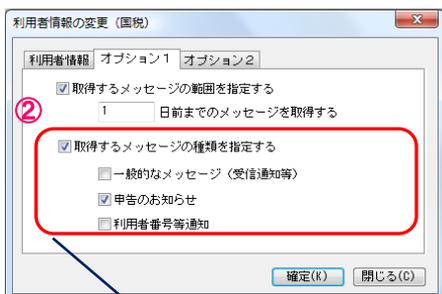
### ⑦申告のお知らせの取得(メッセージボックス管理による一括処理)【有料サービス】



①利用者情報の設定に顧問先の「利用者識別番号」「暗証番号」を全て登録します。  
※顧問先用にデータベースを作成するとよいでしょう。



③「メッセージのダウンロード」を行うと「申告のお知らせ」が一括で取得できます。  
※「全選択」→「印刷」で一括印刷が可能です。



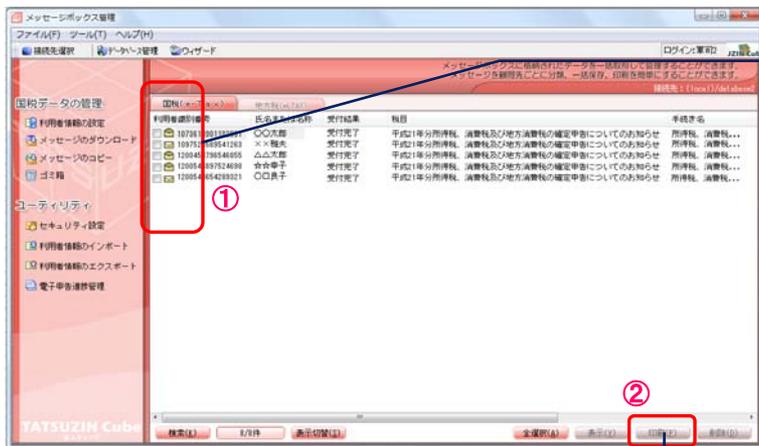
②利用者情報の設定[オプション1]の内、取得するメッセージを「申告のお知らせ」のみにチェックします。  
※全ての顧問先の利用者情報について行います。



## 8. 電子申告の事前準備

### ⑦申告のお知らせの取得(メッセージボックス管理の活用)【有料サービス】

■取得した申告のお知らせを一括印刷できる。



①取得したデータのうち、一括印刷するデータを指定します。  
※[全選択]ボタンを活用します。



②[印刷]ボタンを押すと、「印刷確認」が開きますので、「お知らせを印刷する」をチェックし「印刷」します。  
※申告のお知らせのみが一括して印刷されます。





# 9. 電子申告の流れ

## ① 電子申告データの作成 (国税)

電子申告データ作成は、達人で作成した申告書を変換するだけで完了。  
 ※国税では、法人税の達人及び内訳概況書の達人を繰り返し取込む。



## 9. 電子申告の流れ

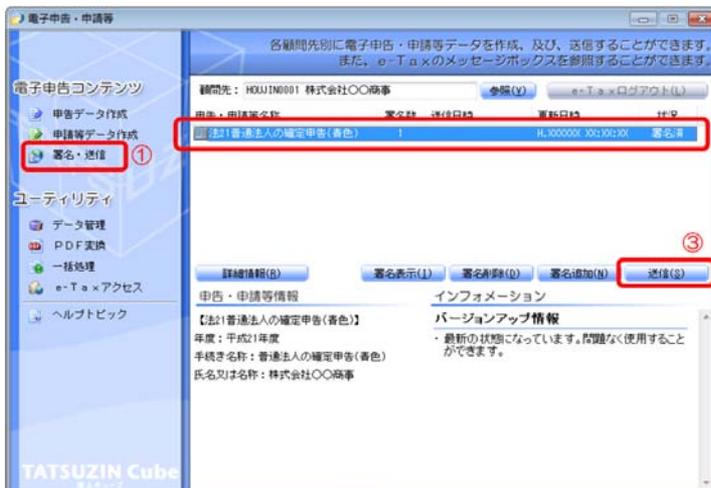
### ②電子申告(署名追加)

電子申告・申請等の内、「署名・送信」を選択します。  
署名を行う申告データを選択し、署名追加をクリックします。  
電子署名選択で、ICカードを選択し、パスワードを入力。  
電子証明書確認を行い、署名数が「1」となった事を確認。

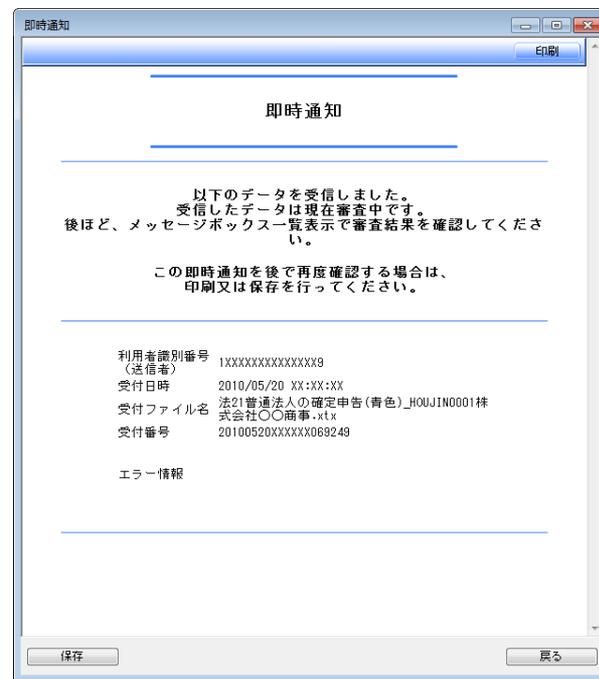


## 9. 電子申告の流れ

### ③電子申告(送信)



電子申告・申請等の内、「署名・送信」を選択します。  
 送信を行う申告データを選択し、送信をクリックします。  
 認証で、利用者識別番号、暗証番号を入力。  
 即時通知が表示されるので、印刷・保存を行う。

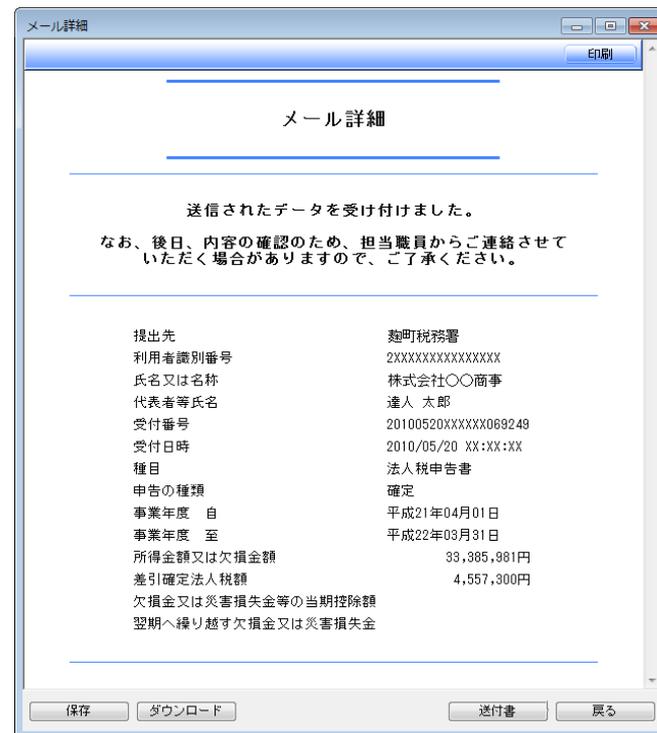
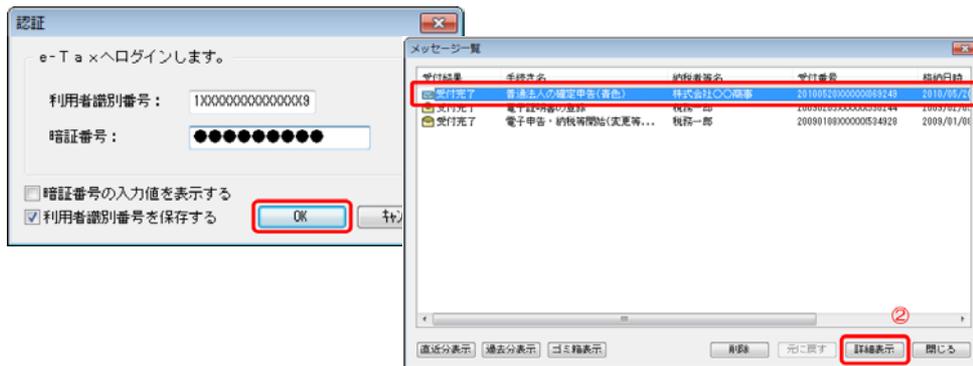
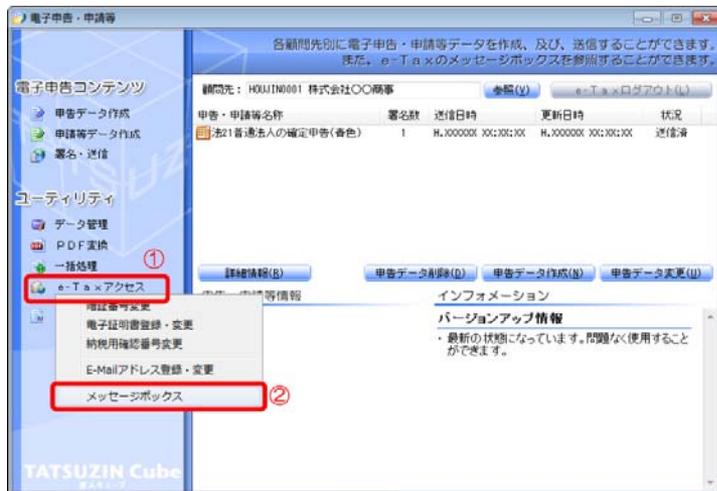




## 9. 電子申告の流れ

### ③電子申告(送信)

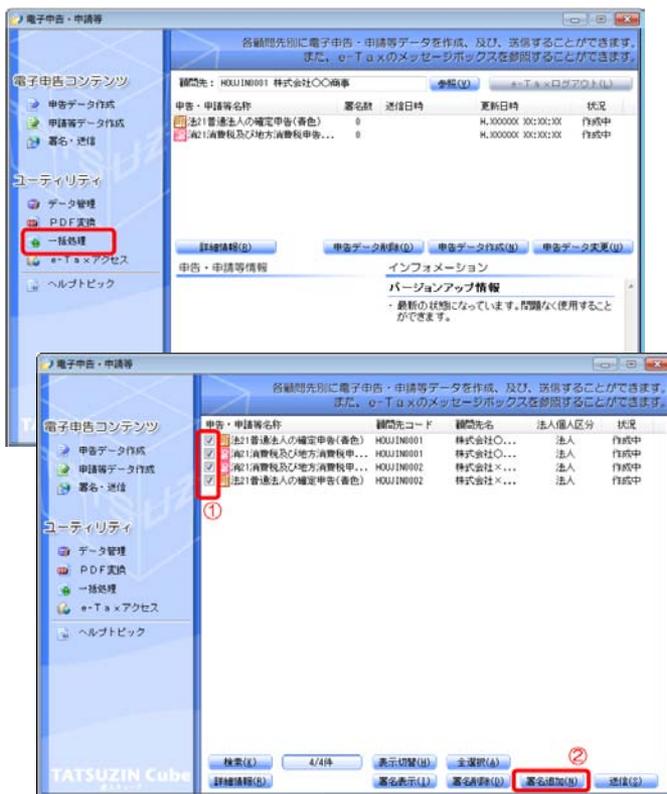
■ 申告後の確認書面「メール詳細」を取得します。  
 電子申告・申請等の内、「e-Taxアクセス」「メッセージボックス」を選択します。  
 認証で、利用者識別番号、暗証番号を入力。  
 メッセージボックス一覧が表示されるので、申告済データを選択し、詳細表示をクリック。  
 メール詳細が表示されるので、印刷・保存を行う。



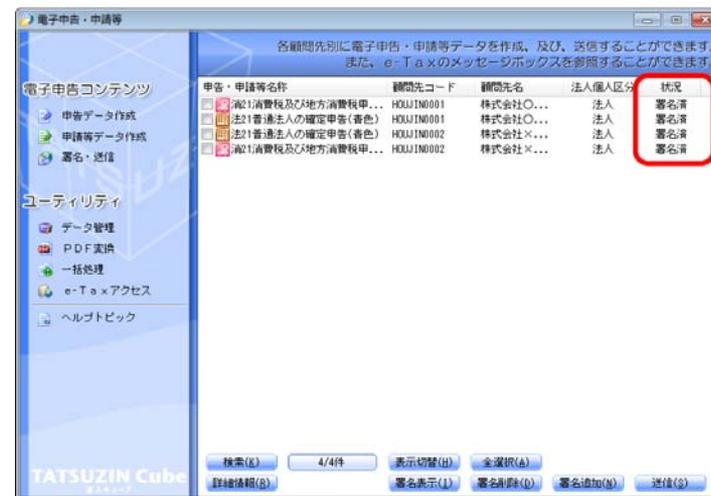
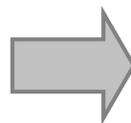


## 9. 電子申告の流れ

### ④ 電子申告の一括処理 (一括署名と一括送信)



■ 電子署名を、複数の申告データに一括して付与することができます。電子申告・申請等の内、「一括処理」を選択します。既に作成済みの申告データにチェックをつけ、「署名追加」をクリックします。(以降の処理は個別の「電子署名」同じです) 選択した全ての申告データに署名が付与されます。



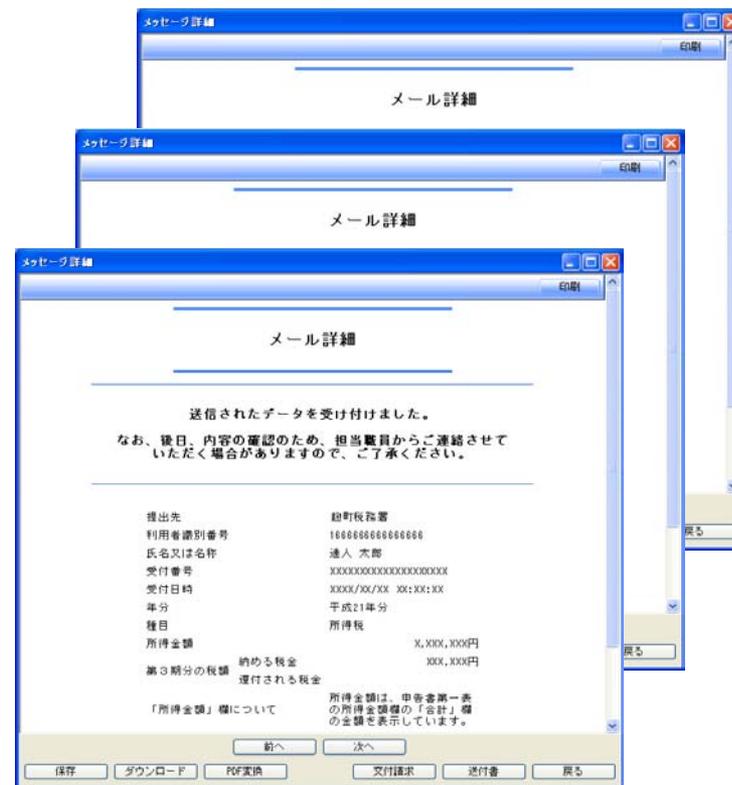
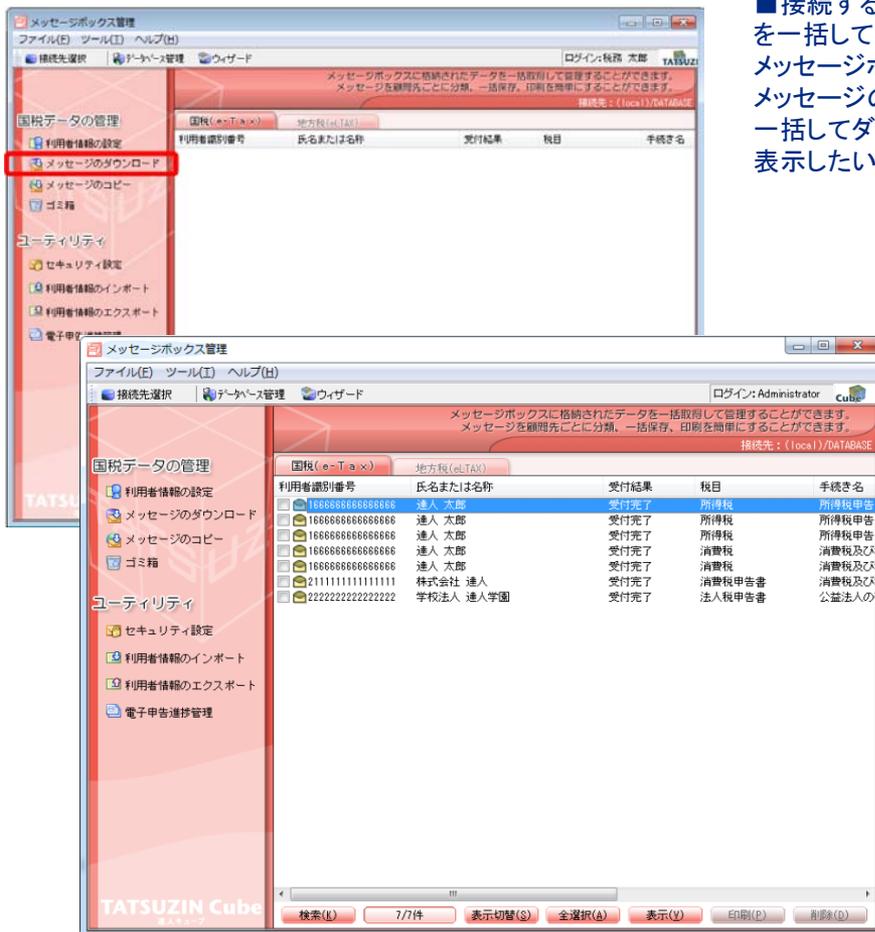




## 9. 電子申告の流れ

### ⑤メッセージボックス管理の活用(有料オプション)

- 接続する利用者識別番号をあらかじめ登録することで、メッセージボックスの情報を一括してダウンロードすることができます。
- メッセージボックス管理を起動します。
- メッセージのダウンロードをクリックします。
- 一括してダウンロードが行われます。
- 表示したいデータを指定し、「表示」ボタンをクリックします。



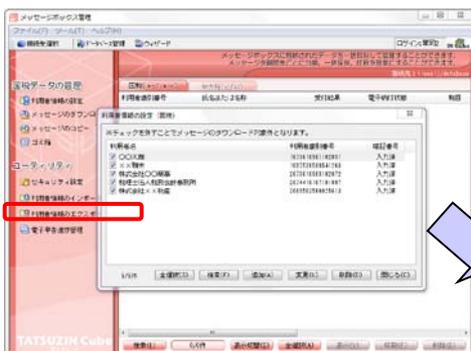


## 9. 電子申告の流れ

### ⑥メッセージボックス管理の活用(暗証番号一括変更機能)

利用者識別番号及び利用者IDの暗証番号には有効期限があります。  
有効期限到来前に効率よく変更できます。

①メッセージボックス管理から現在の登録状況をCSV出力



②CSVファイルをEXCELで展開し、変更後の暗証番号を入力し保存

利用番号(19桁)	利用者名(1-50文字)	暗証番号(0-50文字)	変更後暗証番号(0-50文字)
1073810901100001	心学堂	<変更なし>	<変更なし>
1087526588541283	××株式会社	<変更なし>	<変更なし>
1073810901100002	株式会社心学堂	<変更なし>	<変更なし>
10714408071000007	税理士法人税理士会事務所	<変更なし>	<変更なし>
1087526560025813	株式会社××物産	<変更なし>	<変更なし>



③変更後の暗証番号を入力したCSVファイルを取り込み

④ [暗証番号]が一括で変更されます。

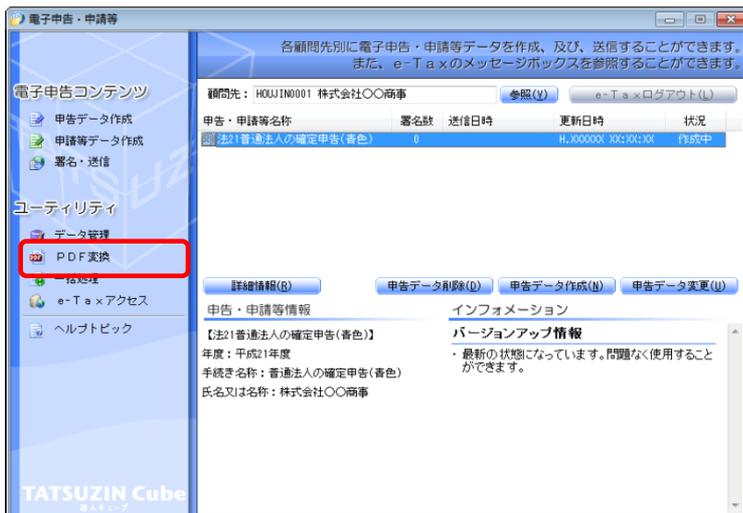


・CSVファイルをEXCELで展開する操作方法については、達人Cube「情報コミュニティ」の「よくあるご質問(FAQ)」より「顧問先管理」のFAQをご覧ください。

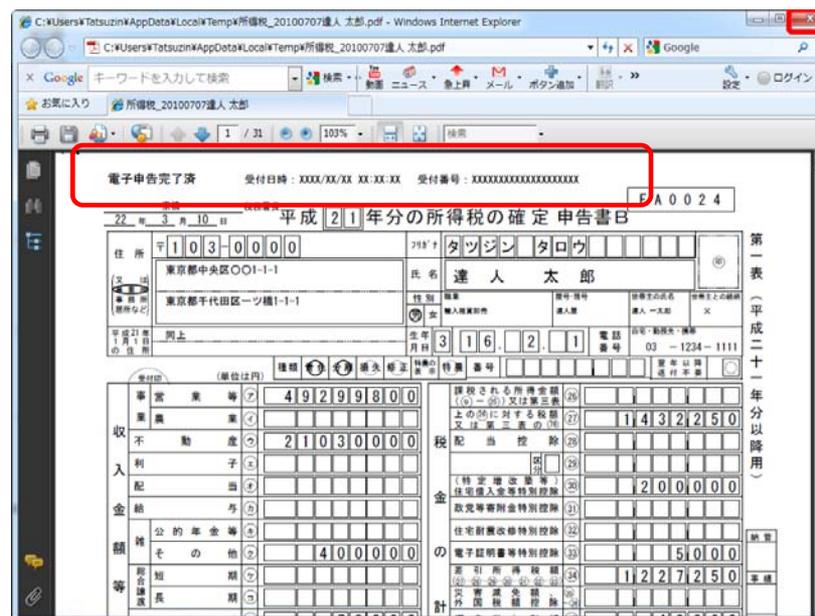


## 9. 電子申告の流れ

### ⑦ 電子申告PDF出力の活用



■ 電子申告済みのデータに、「電子申告完了済、受付日時、受付番号」を印字した申告書を作成・印刷することができます。  
電子申告・申請等で「PDF変換」を選択します。





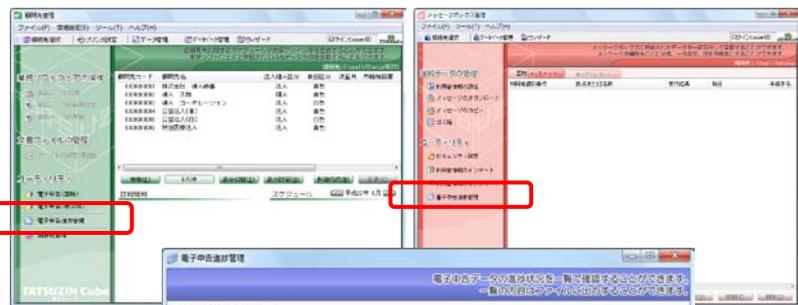
## 9. 電子申告の流れ

### ⑧電子申告進捗管理の活用【有料サービス】

電子申告データ作成の状況や申告送信情報を顧問先別・申告期別に一覧できます。

①顧問先管理又はメッセージボックス管理から起動します。

③抽出条件により画面確認ができます。

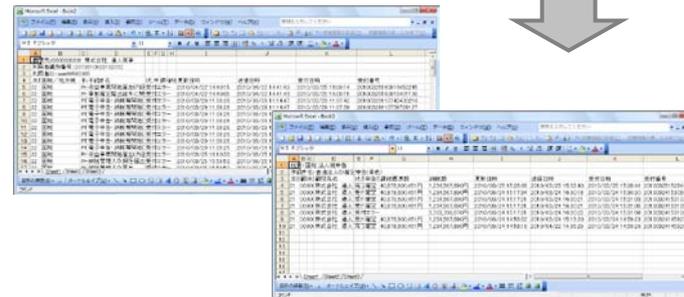


【顧問先単位での抽出】

【税目+手続単位での抽出】



④EXCELに取り込んで印刷ができます。



②抽出条件を入力します。



データの抽出にあたって:

[顧問先管理]のみご使用中の場合、電子申告機能での進捗状況を抽出できます。

[メッセージボックス管理]をご契約の場合、申告結果(申告日時、エラー情報等)も同時に抽出可能です。

データの抽出項目: ①申告の状況、②申告の種類、③課税標準額、④納税額、⑤更新日時、⑥送信日時、⑦受付日時、⑧受付番号



## 10. その他

---

### ① サービス利用時間

#### ■ e-Taxの利用可能時間

1) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後9時

2) ただし、以下の期間は、午後10時30分まで

- ・平成24年 5月28日(月)～31日(木)
- ・平成24年 8月28日(火)～31日(金)
- ・平成24年11月27日(火)～30日(金)

#### ■ eLTAXの利用可能時間

1) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後9時



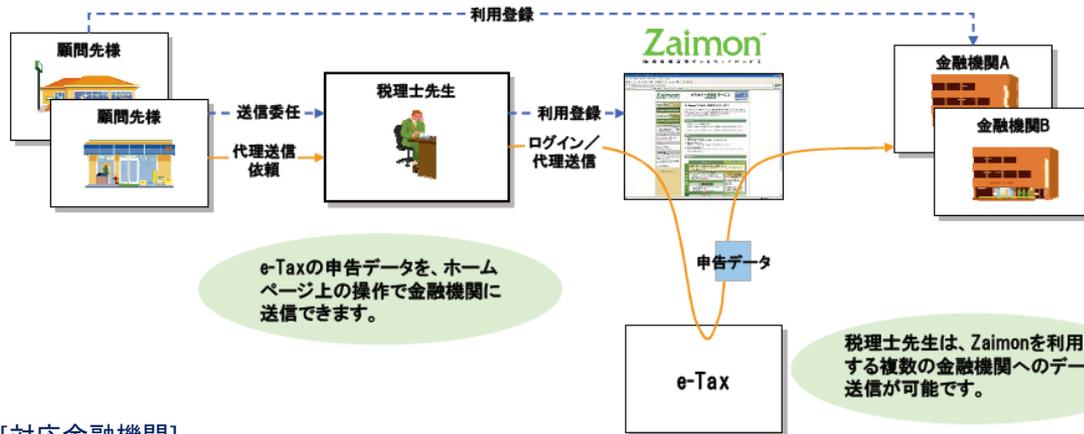


## 10. その他

### ③Zaimon e-Taxデータ受付サービスの活用

電子申告済みデータを送信するだけで、金利優遇サービスが受けられます。(一部金融機関)

Zaimonのしくみ(税理士用)



[対応金融機関]

1. 三井住友銀行 ⇒ Web申告データ受付サービス
2. みずほ銀行 ⇒ e-Taxデータ受付サービス
3. 足利銀行 ⇒ あしぎんe-Taxデータ受付サービス
4. 西日本シティ銀行 ⇒ NCB e-Tax申告データ受付サービス
5. 岡崎信用金庫 ⇒ e-Taxデータ受付サービス
6. 日本政策金融公庫

※登録・利用料は「無料」、[利用登録]を行ってください。

平成 年 月 日

税理士又は税理士法人  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 殿

依頼者  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

Zaimon™ e-Tax データ受付サービスに係る税務申告データ送信の委任状

私は、本日より、Zaimon™ e-Tax データ受付サービスを利用した金融機関への税務申告データ(国税電子申告・納税システムを利用して申告したデータに限る)送信を代理することを貴所に依頼します。

記

— 送信代理を依頼する対象金融機関

[ \_\_\_\_\_ ]



# 10. その他

## ④ 所得税の予定納税額の減額申請(7月1日~7月15日)

申請届出書の達人で、減額申請書の作成

**平成 24 年分所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書**

通知を受けた金額 申請金額

予定納税額又は申告納税額	2,039,200	円	1,526,000	円
予定第1期分	1,019,100	円	763,000	円
納税額第2期分	1,019,100	円	763,000	円

申告納税見積額等の計算書

課税される所得金額	申告金額
営業所得・農業所得	11,591,000
不動産所得	0
配当所得	2,289,000
雑所得	15,400,000
総合課税一時所得	15,400,000
合計	2,289,000

電子申告(国税)[申請等データ作成]で電子申告データ作成

**平成 24 年分所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書**

通知を受けた金額 申請金額

予定納税額又は申告納税額	2,039,200	円	1,526,000	円
予定第1期分	1,019,100	円	763,000	円
納税額第2期分	1,019,100	円	763,000	円

申告納税見積額等の計算書

課税される所得金額	申告金額
営業所得・農業所得	11,591,000
不動産所得	0
配当所得	2,289,000
雑所得	15,400,000
総合課税一時所得	15,400,000
合計	2,289,000

署名・送信

ご清聴ありがとうございました。

達人シリーズ、達人Cubeで、  
効率よい、より多くの電子申告を実現してください。